

# 日 身 連

発行所  
**社会福祉法人**  
**日本身体障害者団体連合会**  
(中央障害者社会参加推進センター)  
 発行人 松井 逸朗  
 東京都豊島区目白3丁目4の3  
 デアダンクビル4階  
 TEL03-3565-3399(代)  
 FAX03-3565-3349  
<http://www.nissinren.or.jp>  
**Japanese Federation of Organizations of the Disabled Persons (JFOD)**  
 年間購読料 正会員1部 300円  
 非会員1部 1000円

## 国連への政府報告案 障害者政策委員会で議論

9月24日、第26回障害者政策委員会が開催され、第1回政府報告案が政府から示されました。年内の取りまとめに向け、同委員会での本格的な議論がスタートしました。

報告案は、総論及び各論(第1条〜第33条の実施状況)と付属(統計データ)で構成され、全体の分量は国連の規定により60ページを超えないこと、また、記述においては、条文ごとに担当の府省庁が割り当てられ、既存の制度の施行状況や統計データが盛り込まれます。

報告案に対して、石川准委員長から、これまでの同委員会での議論を、政府報告に反映させることが重要であるという視点から2つの提案がされました。提案を受け、①同委員会で重点的に議論し合意した事項(5月19日から開催された4つのワーキングセッションで重点的に議論した6つの分野)に障害統計と女性障害者の横断的な2つの分野)合意した内容を政府報告の本文に盛り込む。②同委員会が監視し取りまとめた「議論の整理(第3次障害者基本計画の実施状況を踏まえた課題)」を添付資料とすることとしました。



障害者政策委員会の模様

10月26日の第27回同委員会では、冒頭に加藤勝信内閣府特命担当大臣、高鳥修一内閣府副大臣、高木宏壽内閣府大臣政務官から就任のあいさつがあった後、前回に引き続き、政府報告に盛り込む意見と添付資料としての論点の整理について、具体的な修正事項等の議論が行われました。以後は、12月中旬に同委員会において政府報告案の修正箇所を確認し、取りまとめる予定です。また、取りまとめ後は、パブリックコメントを経て、外務省で英訳した政府報告を国連の権利委員会へ報告する予

全社協では障害関係団体連絡協議会(障連協)を構成する中央障害関係団体を対象に、最新の障害者施策の取り組みに関するセミナーを毎年開催しています。今年は10月15日に全社協会議室(東京都千代田区)において、障害者差別解消法をテーマにセミナーが開催されました。はじめに、尾上浩二内閣府障害者制度改革担当室政策企画調査官より、法の施行に向けた国の動向として、今年2月に閣議決定された基本方針と、それに基づく対応要領・対応指針の策定の進捗状況が報告された後、各省の事業者向けに策定された対応指針のうち、とくに内容に特徴のある三省(厚労省、文科省、国交省)から担当者を引き、指針の内容について説明が行われました。その後、尾上氏をコーディネーターに、参加者との意見交換となりました。尾上氏

## 障連協セミナー 各省ガイドライン策定状況を確認

全社協

からは、近日中に内閣府のサイトで不当な差別的取扱いや、合理的配慮の提供に関する事例をデータベースにまとめて公開する予定であることが報告されたほか、各省の対応指針に関するパブリックコメントで寄せられた意見の内容などが紹介されました。参加者からは一部の事業者の内部規定やマニュアルなどに、対応指針に反する規定があることが指摘され、法の施行後はこちらの規定について、各事業者を所管する省庁が中心となって、適切な理解と啓発を図りながら、見直しを求めていくことが重要といった意見が述べられました。



講師の尾上浩二氏

### ことば 障害者権利条約

障害者の人権と基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした障害者の権利の実現のための措置等について定める条約(2006年(平成18年)12月13日に国連総会で採択、2008年(平成20年)5月3日に発効。日本政府は、2007年(平成19年)9月28日、高村正彦外務大臣当時が条約に署名、2014年(平成26年)1月20日に批准し、その1ヶ月後の2月19日に発効。これにより、日本政府は、条約発効から2年以内に国連へ条約の実施状況に関する報告書の提出が義務づけられました。

定とされています。  
 ※「政府報告案」及び「議論の整理」等資料については内閣府HPをご参照ください。